

特定健康診査等実施計画（第 2 期）

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 29 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
被保険者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—
被扶養者	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0	—
被保険者＋被扶養者	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0	90.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 29 年度における特定保健指導の実施率 70.0%とする。

この目標を達成するために、平成 25 年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

（被保険者＋被扶養者）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	国の参酌標準
実施率（％）	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	60.0

II 特定健康診査等の対象者数

1 特定健康診査の対象者数

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
被保険者	1,044	1,049	1,054	1,059	1,064
被扶養者	379	381	383	385	387
被保険者＋被扶養者	1,423	1,430	1,437	1,444	1,451

2 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

（人）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
動機付け支援対象者	70	70	70	70	70
積極的支援対象者	100	100	100	100	100
保健指導対象者計	170	170	170	170	170

III 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者の特定健診、特定保健指導については、各事業所内で行う。被扶養者の特定健診については、

健診機関に委託する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被扶養者が健診機関で実施する健診を受診するのが困難である場合は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

イ 特定保健指導

被扶養者が保健指導機関で実施する保険指導を受診するのが困難である場合は、代表医療保険者を通じて保健指導機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での利用が可能となるよう措置する。

(5) 受診方法

原則、被保険者は各事業所内で特定健診又は、特定保健指導を受ける。

被扶養者で委託先機関が実施する特定健診又は特定保健指導を受診するのが困難である場合は、当健保組合が、被扶養者のうち特定健診等対象者の分の受診券・利用券を送付する。

当該被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から直接または代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当健保組合が実施した分も含め、3年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導は原則として被保険者の対象者全員に実施する。

IV 個人情報保護

当健保組合は、コア健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。